

〔法学部〕

【学部】

第1章 学部等の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標

目標：創価大学法学部の理念・目的は、創立者池田大作先生が示された「建学の精神」である3つの指針を具現化する教育と研究を行うことである。そのために、この具現化の作業を継続するとともに、教員側における法学部の理念・目的・教育目標の自覚とその深化、そして学生への指導を行う仕組みを整備する。

(理念・目的等)

A群：学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

第1に、法学部は、常に民衆の側に立ち、民衆のために行動する健全なるリーガルマインドを身につけた人材を輩出していくことを目的としている。そのために、教授陣自らが、いわば人間主義を基調とした法学すなわち創価法学の確立を常に志向し、その学風を身につけた人材を、広く社会の各界に送り出していきたいと願うものである。

第2に、法学部は、平和を愛し、平和の実現のためにたゆまず努力を続ける人材を世界に送り出すことを目的としている。平和こそ人類が希求すべき究極の目的であり、平和でなければ人間性も文化もありえない。近年の平和学の知見によれば、真に平和な社会とは消極的な平和のみならず、積極的な平和が実現される社会であり、構造的暴力なき社会を意味する。それは人権が制度的に十分保障されるとともに、人権意識の横溢する社会とも言い換えることができよう。そうした観点から、わが法学部は、全人類的視野に立ち、平和社会を創造しゆく優れた人権感覚をもった人材を世界に雄飛させていきたいと思う。

第3に、法学部は、人間主義・民衆中心主義を基盤とした新たな法文化創造の担い手を輩出することを目的とする。歴史を紐解いてみると、必ずしも、民衆の側に立った法文化創造がなされてきたわけではない。21世紀の世界は、国際化と情報化が一段と加速的に進展する世界であり、法的紛争の一層の国際化・情報化も必然的に増加していく。このような世界の国際化、情報化の潮流の中でその変化に対応した法的な問題処理能力・解決能力をもち、かつ人間主義・平和主義を身につけた人材を、新たな法文化建設の担い手として輩出したいと考える。

今後も、教員側の法学部の理念・目的・教育目標の自覚とその深化、そして学生への指導を継続的に行っていくべきである。そして、法学部では、次のような人材群の養成を目的としている。

- ① 法的素養を身につけ、自分の意見を的確に表現できるとともに、将来についての明確なビジョンをもち、その実現のために能動的に考え、行動ができる主体性ある人材。
- ② 社会における様々な出来事や法的紛争について、問題を発見し、それを分析し解決する能力を有する、創造性豊かな人材。
- ③ 「生命」や「人権」の大切さを理解し、他者への思いやりをもった、人間性豊かな人材。
- ④ グローバルな発想と視野をもって、「平和」の実現に寄与しうる、国際性豊かな人材。
- ⑤ 高度情報化社会に十分対応できる人材。

以上のことから、法学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成の目的は、「建学の精神」を具現化するものとしていずれも適切である。ただ、法学部の理念・目的・教育目標は、それを観念的な形で提示するだけでは、現在の学生には理解し難いところもあるので、学生が理解しやすいようなものにするために、さらに具体的な例示を今後も検討していくことが必要であろう。

A群：学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

法学部の理念・目的・教育目標を学生に周知徹底する方法として、これまで、法学部の専門科目を担当する各教員がその授業の中で、上記の理念・目的・教育目標を徹底する努力を続けてきた。また、1・2年次の学部ガイダンス、クラス・オリエンテーション、新入生研修会、法学基礎演習の授業などで、この理念・目的を踏まえた教育指導などを行うとともに、法学部のホームページの中でもその徹底を図る工夫をしてきた。さらに、キャンパスガイドや履修要項にも明記している。

建学の精神を身につけた人材を社会に輩出するためには、学生時代にいかに多く建学の精神に触れさせるかが重要である。そこで、今後さらに建学の精神を基調とした法学部の理念・目的を学生に伝える機会を増やすこと、たとえば、上記のガイダンスの機会に、必ず建学の精神に関して言及する登壇者を決めたり、各授業の中でも建学の精神に触れる機会を増やすことなどが必要であろう。また、法学部のホームページにも建学の精神に関するコーナーを設けるなどの工夫もあっても良いと思われる。

また、本学学生自治会の法学部学生との間で法学部協議会を開催しているが、この協議会の場でも、今後さらに建学の精神の具現化に関する討議を進める必要がある。

第3章 学士課程の教育内容・方法等

目標：①教育効果をあげるために、オリエンテーション、オフィスアワー、ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）等を活用し、学生に対する適切な履修指導を行う。

②学生の主体的学修を促し、学生が各学年にわたって適切に授業科目を履修するために年間およびsemesterの履修科目制限を置く。

③厳格な成績評価のために取り決めた成績評価基準について学生に周知徹底し、厳格な成績評価を行う。

④教育方法の改善のため、授業アンケートの活用、学内外でのファカルティ・ディベロップメントに関する研修に積極的に参加し、教員の教育能力の向上を図る。

⑤試験、レポートの他、弁論大会、模擬裁判を実施し、教育効果を検証する。

（1）教育課程等

（学部・学科等の教育課程）

A群：学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

A群：学部・学科の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリ

キュラムの体系性

B群：「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問体系性並びに学校教育法第52条との適合性

法学部の理念・目的および教育課程と、学校教育法第52条（以下、「法52条」という）および大学設置基準第19条（以下、「基準19条」という）との関連について述べる。

第1に、法学部の教育課程は、共通科目、専門科目、自由選択科目に分かれる。法学部において卒業に必要な単位数は124単位であり、うち共通科目28単位、専門科目66単位、自由選択科目30単位の修得を学生に求めている。自由選択科目の30単位は、共通科目、教職に関する専門科目、他学部専門科目、法学部専門科目のいずれかの修得単位数をもって算入することができるので、法学部専門科目を最大限学修したい学生は、法学以外の科目を共通科目の28単位に止め、法学部専門科目を96単位修得し卒業することができるし、また法学以外の科目を広く学修したい学生は、法学部専門科目を66単位に止め、法学以外の科目を58単位修得することもできる。また「法律関係職」、「行政関係職」、「企業関係職」、「政治・国際関係職」といった卒業後の進路を視野に入れた「科目履修ガイドライン」を設け、進路に応じた学修の指針を示している。法科大学院進学希望者にもそれに適したカリキュラムを用意している。

法52条および基準19条第2項は、いずれも学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、「幅広く深い教養」を培う配慮を求めている。すなわち、法学部専門科目において「深く専門の学芸を教授研究」とするとともに、法学以外の科目において「広く知識を授け」、「幅広く深い教養・・・を培う」ことを考慮しなければならない。ここで法学専門科目と法学以外の科目との学修上の配分が問題となるが、上記のような法学以外の科目の広い修得を可能とする仕組みは、その配分選択を学生に委ねることで、多様な学生のニーズという現実的要請に応えつつ、法52条及び基準19条の趣旨を実現しようとするものであり、その柔軟性において優れた仕組みと考える。だが、卒業のために必要な法学部専門科目の修得単位数を66単位で足りるとしている点、また「科目履修ガイドライン」を設けてはいるものの、具体的な各専門科目の選択を学生に全く委ねている点などと専門科目を深く教授することとの適合性については問題がないわけではない。そこで、より深い法学専門科目の系統的学修を進めさせるために、2007年度からコース制を導入することとなった。コース制は、リーガルプロフェッションコース、ビジネス法務コース、平和・公共政策コースの3つのコースを設け、2年次進級時にコース選択を行い、学生が自らのキャリア設計（進路）に応じ、集中的、系統的に学習を進め、能力を高めていくことができるようにすることを目的とするもので、一定のコース科目の単位修得を卒業要件とするものである。

第2に、法学部における法学以外の科目修得は、法52条があげる「広く知識を授け」るため、「知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」基礎を作るため、また基準19条第2項がいう「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ために必要と考えている。法学以外の科目修得の基本は、共通科目の修得である。法学部では、共通科目については28単位の修得を求めている。内訳は、①言語科目8単位、②大学科目、芸術・文学科目、健康・体育科目、共通基礎演習の科目群から4単位、③人間・歴史・思想科目、文化・社会・生活科目、環境・生命・自然科学の科目群から4単位（以上16単位の選択必修科目）、④共通科目全体から12単位（選択科目）としている。学生の任意性を

活かしながらも、外国語ほか各科目群からバランスよく修得することを求めている。さらに共通科目は、上記の 28 単位に加えて自由選択科目として最大 30 単位まで修得することが可能である。外国語や情報関連科目など学生のニーズの高い科目の修得を可能にするものである。

また他学部専門科目も、自由選択科目として修得することができる。他学部専門科目だけを自由選択科目として選択すれば 30 単位まで修得が可能となる。他学部専門科目の修得は「広く知識を授け」る意義をもつとともに、法学部専門科目の理解を深める効果もありうる点で有益と考えている。また他学部専門科目は、これを系統立って履修すれば副専攻としての学修を進めることも可能である。

現在、以上の共通科目及び他学部専門科目の履修は、学生の任意に任せているが、系統性をもたせることの必要性もあり、コース制の中で各コースごとに履修することが望ましい他学部専門科目を表の形で示すこととした。

第 3 に、専門科目修得は、基準 19 条第 2 項がいう「学部等の専攻に係る専門の学芸」修得、法 52 条のいう「深く専門の学芸」修得である。

① 学生が深く法学を理解するためには、その前提として専門科目の基礎を確実に修得していくことが必要である。そのために、次のような措置を講じてきた。

まず、導入教育の充実である。少人数での「法学基礎演習」を第 1 セメスターの必修科目とし、大学での学習の仕方など高大接続教育を行うとともに、法学の目的、学習方法、資料の調査方法、六法全書や判例集の活用といった基礎的知識と方法を教授している。担当教員を 18 人で 20 名以内の少人数クラス編成を行い、また各クラスに 1 名の SA を配置し、きめ細かい指導を行ってきたが、さらに 2005 年度より、「法学基礎演習」の担当教員が学生の学習アドバイザーとしての任務にあたるものとし、学生への指導性をより高める体制をとった。

次に、理論と実務の架橋である。第 1 セメスターに、法律実務の現場で活躍する法曹による「実務法学」を設置し、また「法学概論」において模擬裁判を行い、現実社会で生起している様々な事件や紛争に法律学の理論がどのように活用され解決されているのかを学ぶ、いわば理論と実務の架橋となるような授業内容を取り入れ、法学への関心を深めさせるようにしてきた。1 年生に対する模擬裁判は他大学でもあまりみられない試みであり評価に値するものとする。「実務法学」については、これを拡充してパラリーガルや企業における法実務を知りうる科目の設置を検討していきたい。

最後に、基本六法を中心とする実定法科目の確実な修得のため、「憲法総論・統治機構論」、「民法総則」、及び「刑法総論」の基本三法科目 12 単位を第 2 セメスターに配置し必修科目としている。ここで基本三法の基礎を確実に学修した後、2、3 年次において、段階を経て確実に基本六法の学修を進めることができるようにしている。

② 専門科目修得は、実定法科目だけでなく、基礎法、外国法、政治学等の科目とともにバランスの良いものであることが望ましい。実定法解釈の外に眼を向けることがまた深い実定法の解釈を導き、また、次の「知的、道徳的及び応用的能力の展開」にも繋がると考えられる。そこで、基礎法、外国法、政治学の各分野の科目については、一つの分野に偏らないようバランスのよい配置をしている。すなわち、基礎法では、「法哲学」、「法思想史」、「法史学」、「法社会学」を、外国法では「コモン・ロー」、「ドイツ法」、「フランス法」、「E

U法]、「アジア法」を、政治学分野では、「政治学原論」、「政治学史」、「国際政治論」、「西洋政治史」、「日本政治史」、「日本政治思想史」、「行政学」、「地方自治論」を配置している。また、「法律外書研究（英語）Ⅰ～Ⅳ」、「政治外書研究（英語）Ⅰ～Ⅳ」、「外書研究（ドイツ語）Ⅰ～Ⅳ」、「外書研究（フランス語）Ⅰ～Ⅳ」などの外書研究科目も広く配置している。このように各分野の学問体系上必要な科目をバランスよく配置していることは、本学部規模の他大学の法学部と比較しても充実していると評価できる。問題点としては、社会のニーズへの対応である。たとえば、現行カリキュラムでは公共政策分野の科目は設置されていない。しかし、2007年度新カリキュラムでは「公共政策論Ⅰ・Ⅱ」と「立法政策論」の設置が予定されている。また「法哲学」、「法思想史」などの基礎法科目では、情報倫理、環境倫理、生命倫理等を一部で扱う授業が行われているが、より明確に倫理を培う教育を行う科目を基礎法として設置することの検討が必要であると考えている。

第4に、法52条は、「知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことを大学の目的とし、基準19条2項も「豊かな人間性の涵養」への配慮を求めている。このうち、「知的、道徳的能力の展開」及び「豊かな人間性の涵養」については、「法学基礎演習」、「政治学基礎演習」、「演習Ⅰ～Ⅳ」、「演習A～D」、「憲法演習A・B」、「民事法演習A・B」、「刑事法演習A・B」等の広く配置した演習科目がその主な任に当たっている。演習科目は、各領域の専門知識を深く修得することのほか、主体的に考え、それをいかに表現するかという、知的能力、表現力の養成を目指すとともに、社会倫理や人生観を醸成することを目的とした科目と考えている。

「応用的能力の展開」については、「比較憲法」、「民事執行・保全法」、「倒産法」、「租税法」、「宗教法」、「水法」等の応用科目を設置するほか、とくに新しい時代が求める法学・政治学の充実を進めてきた。まず、情報リテラシー分野の科目、これからの時代に欠かせない先端科目、英語のみを利用して行う授業などが設置されている。さらに、本学部で開講していない応用科目や先端科目を履修できるようにするために、国内外の大学と提携ないし連携し、単位の互換なども課題として検討したい（すでに大学としては、一部海外留学校で修得した単位の振り替え認定を行っている）。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目、及びこれと法52条との関係については、上記「学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連」等で述べたとおりであり、両者は十分に適合しているものと考えられる。

A群：教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

法学部の教育課程において基礎教育を担うのは、1年次配当の「法学基礎演習」、「政治学基礎演習」といくつかの概論、総論科目である。「法学基礎演習」及び「政治学基礎演習」は、高大接続のための導入教育であるとともに、「他者への思いやりをもった、人間性豊かな人材」の養成という法学部の教育目標の一つを果たすことをも目的とし、人としての倫理性を培う機会を提供するものであることは上述のとおりである。

倫理性を培う教育は、その他、「演習Ⅰ～Ⅳ」、「演習A～D」、「憲法演習A・B」、「民事法演習A・B」、「刑事法演習A・B」など、広く設置された演習科目により主に実践されると考えている。

B群：一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

本学では、一般教養的授業科目に相当する共通科目は共通科目運営センターにより全学的に行われている（全学 24 頁参照）。

法学部における共通科目は、以下の表のとおりである。

法学部における共通科目の履修区分と履修単位数

科目特性	科目群名	必要単位数
選択必修	言語科目	8 単位
	大学科目 芸術・文学 健康・体育 共通基礎演習	4 単位
	人間・歴史・思想 文化・社会・生活 環境・生命・自然	4 単位
選択	全科目群	12 単位

法学部では幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための選択肢を広げる方策の一つとして、2003 年度より、卒業に必要な法学部の専門科目履修単位数について、必修科目を 20 単位、選択科目を 46 単位（2002 年度までは 56 単位）に設定して、学生が個別の興味や関心に費やすことができるよう、配慮を行っている。

法学部の専任教員が担当する共通科目について抜本的な再検討を行った結果、リーガルマインドの育成を主眼としつつ、法学の修得に必要な問題意識を涵養し、基礎的知識を教授し得る体制を整えることができた。

このように、法学部の専門科目の単位数を引き下げ、法学部専任教員が担当する共通科目の再検討を行ったことは、現状では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための措置の一つとして適切であったと考えている。この措置により、学生が、法学部の専門科目の枠を超えて、自然・人文・社会科学諸分野の学修を積極的に行うことができるとともに、法学の修得に必要な問題意識の涵養と基礎的知識の獲得ができる環境が整いつつある。従って今後は、その効果を正確に測定することが必要である。

B群：外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

建学の精神に基づいた法学部の理念・目的から派生する具体的目標の一つに、「国際化に対応できる能力の向上」がある。この目標を実現するために、法学部では、共通科目としての言語科目 8 単位の修得を卒業要件とするだけでなく、外書研究を重視しており、専門科目として、「法律外書研究（英語）Ⅰ～Ⅳ」、「政治外書研究（英語）Ⅰ～Ⅳ」、「外書研究（ドイツ語）Ⅰ～Ⅳ」、「外書研究（フランス語）Ⅰ～Ⅳ」を設置している。また、法律関

連のデータ・ベースである LEXIS-NEXIS を導入しており、上記各種「外書研究」だけでなく、「演習」、「コモン・ロー」、「EU法」などの授業で活用している。この他にも、例えば「アジア法」、「演習 B・D『21 世紀における国際人権法と国連』」などの科目を開設しており、国際化の進展に対応する措置が講じられている。

「外書研究」は、比較的少人数の授業形態で、かつゼミ形式で授業を進めるなどの工夫により、きめ細やかな指導が行われている。また、「アジア法」では、学生たちにアジア諸国における法学諸分野の最新の状況を理解させると同時に、日本の現状との比較を容易に行えるようにするために、各分野の教員によるオムニバス方式の講義を行い、深い分析と検討が行えるよう工夫している。さらに、「演習 B・D『21 世紀における国際人権法と国連』」では、外国人講師と日本人教員とのジョイント方式による英語での授業が行われており、今後の国際化の進展に伴い必要とされる能力である、ディベート、プレゼンテーション、外国語による論文作成能力の向上に役立っている。

今後は可能な限り多くの言語での外書研究、さらに、外国法の講座のさらなる充実が必要になると思われる。

B 群：教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

B 群：カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

法学部の卒業に必要な単位数は、124 単位である。その内訳は、共通科目 28 単位、専門科目 66 単位、自由選択科目 30 単位である。

専門科目は、66 単位のうち、必修科目が 20 単位（「法学概論」 2 単位、「法学基礎演習」 2 単位、「憲法総論・統治機構論」 4 単位、「民法総則」 4 単位、「刑法総論」 4 単位、「演習 I」 2 単位、「演習 II」 2 単位）、選択科目が 46 単位である。

共通科目は、2002 年度までは言語系科目だけを選択必修としていたが、2003 年度以降、上記のように、多様な分野からの科目を選択必修科目に付け加えた。今日までの実施状況を観察したところでは、この変更により、学生が一層幅広い視野や判断力を身につけ、さらに、人間性豊かな総合的な教養を得ることの一助になっていると思われる。

以上から、卒業総単位における専門科目、一般教養科目、外国語科目の量的配分は適切であると考えられる。

学部での高等教育の主眼が教養教育及び専門基礎教育を行うことであることを改めて意識し、学生の多様なニーズに適切に対応し得るカリキュラムの配分を今後とも検討する必要がある。また、高度専門教育を実施する法学研究科及び法科大学院と適切に連携する必要があると思われる。

卒業に必要な単位数 124 単位のうち、選択必修および必修科目は 36 単位であり、必修率は 29%となっている。専門科目に限定すれば、必要単位数 66 単位のうち、必修科目は 20 単位であり、必修率は 30%である。

選択科目の比率を高めることは、学生の多様な知的関心を充足させる点では有効であるが、それが行き過ぎると、法学部生として当然修得すべき法律学上の基礎力及び応用力を十分に学修しないまま卒業する学生を生み出すことになる。現行のカリキュラムは、これらの点を考慮し、必修科目と選択科目の適切なバランスのうえに必要な単位数を配分したも

のである。現状においては、おおむね妥当であると思われる。

必修科目と選択科目の配分の適切性については、今後さらに検討を続けていきたい。

B群：基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

基礎教育と教養教育の実施・運営に関しては、全学の共通科目運営センターで組織的・統一的に行われている。この委員会には、法学部からも3名の委員が出席しており、法学部教育検討委員会との緊密な連携が取れるようになっている。そして、共通科目の科目群のうち、法学部の学生にとって、どの科目を選択必修科目、どの科目を選択科目にするかというような履修上の配慮に関する事柄は、法学部教育検討委員会で適宜検討されている。

また、専門基礎科目である「法学基礎演習」、「政治学基礎演習」については、それぞれ担当者会を定期的に数回開催し、教育方針、授業内容、教材選定、効果的な指導例等について意見交換している。

共通科目についての履修区分は、現在のところ、法学部の学生としての能力の向上に役立っていると思われる。しかし、学生のニーズは多種多様であり、今後とも綿密な検討が必要である。また、専門基礎科目については担当者会を開催していることで、到達目標の設定、成績評価の公平性等が実現できている。

全学の共通科目として時代の要請に適応するような科目を提供すべく、検討を重ねるといふ視点からは、全学の共通科目運営センターと法学部教育検討委員会の今後一層の連携が必要であると思われる。また、とくに法学部として、どのような科目を共通科目として提供すべきであるかという視点から、本学の学生全体のための法学関連の基礎科目だけでなく、法学部生に比重を置いた基礎科目について提言し得るよう、法学部教育検討委員会の体制を整えることが必要であると思われる。

(カリキュラムにおける高・大の接続)

A群：学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行する為に必要な導入教育の実施状況

公募推薦入試及び系列校である創価高校からの合格者に対しては、小論文作成等を中心とする入学前教育を実施している。また、法学部では、導入教育を次の科目で行っている。

(1)「法学基礎演習」

法学部において高・大接続の機能を担っている授業の中心は、第1 Semesterに設置している「法学基礎演習」である。この演習は2単位必修科目であり1年次生約350名全員を20名前後の18クラスに分けて行われる。この演習で、学生は①パソコン実習、図書館見学、授業の受け方、論文・レポートの書き方等、大学で学修を進めるにあたっての一般的スキルを修得し、②判例を始めとする法律資料の調べ方や法的な思考の基礎を学ぶ等の法学の初歩を学修し、また、③社会問題をテーマとする個人報告またはグループ報告を行う。

高・大接続という点で同科目をみると、特に学修の自立性を目指すものであり、具体的には、②では論理的思考の重要性を学び、③では、学生は、主体的に、テーマ設定、資料収集・読解、プレゼンテーションを行うことが求められ、これらにより学生の問題探索・解決能力が向上し、社会的紛争への関心が喚起される。

「法学基礎演習」については、スムーズな専門教育への移行効果という点でおおむね良

好な成果をあげている。とくに、学生が自ら研究を進め発表する研究発表が好評であり、参加型授業の満足感が高いことが分かる。また、定期的な担当者会の開催や1クラス 20名体制の実現によって、現状ではおおむね良好に運営されている

(2)「法学概論」(「模擬裁判」)

「法学概論」についても、第1 Semester 配当の2単位必修科目であり、1年次学生約350名全員が履修することになる。学生は約180名の2クラスに分かれる。この授業では法学全般についての入門・概説的知識の学修と模擬裁判を通じて、高・大接続の機能を果たしている。この模擬裁判は、模擬法廷教室を用い、2クラスの各クラス、学生代表6名ずつが裁判官、検事、弁護士の各役割を担当し模擬法廷に立ち、他の学生は裁判員として傍聴するという形でシミュレーションを行うものである。学生に刑事裁判に関心をもたせ、また刑事訴訟の流れを理解させるとともに、事件の検討を進める中で人間や社会の実像を把握させる点で、極めて有効といえる。

「法学概論」では、社会で起きた最近の大きな事件や話題を法律の視点から分かりやすく解き明かすように工夫している。このことにより、法学に対する興味を深めていけるようになっており、導入教育として一定の役割を果たしている。

2007年度からは、「法学概論」の授業内容のさらなる充実のために、総論部分と各論部分に分けて、各論部分については、それぞれ専門科目の教員が担当して、オムニバス形式で授業を行うことが予定されている。

(3)「実務法学」

「実務法学」は、第1 Semester 配当の2単位選択科目であり、弁護士を中心とする法曹三者経験者が講師となって、オムニバス形式で授業を担当している。毎回異なる講師が実務経験を語ることで、社会において実際に働く法の実態、人間や社会の現実を学ぶことができる。2006年度の履修者は295名で、1年生の大半が履修している。

(4)「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」

この科目は、第1・第2 Semester の配当科目であり、45名クラスが前期3クラス、後期3クラス、計6クラスで合計270名が履修可能となっている。授業はパソコン教室において行われ、パソコンの基本的な技能を身につけることができるようになってきている。現在、履修希望者はほぼ全員が履修可能となっているが、前期に履修できなかった学生が後期に回るといった状況となっており、第1 Semester の初期段階に集中して行えるよう検討中である。さらに、法学に特化したコンピュータ・リテラシー教育、また、より充実したコンピュータ利用のリーガルリサーチ&ライティング教育の要請に対してどう取り組むかも、現在法学部で検討を開始しているところである。

以上のように、法学部における導入教育の実施状況は、全体としては一定の体系性を持ち、着実に成果を上げつつあると評価できる。

(カリキュラムと国家試験)

C群：国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における受験率・合格者数・合格率

本学は国家試験と直結したカリキュラムをもつ学部はない。国家試験に対する全学的な取り組みについての詳細は全学32頁を参照のこと。

法学部では国家試験対策としてのカリキュラムを編成しておらず、試験対策は、国家試験研究室、行政教育センター、およびキャリアセンターが担っている。国家試験研究室では、司法試験、税理士試験、国家公務員採用Ⅰ種試験、外務省専門職採用試験を、行政教育センターでは、国家公務員採用Ⅱ種試験、地方公務員採用試験、その他の公務員採用試験一般を、キャリアセンターでは、弁理士試験、行政書士試験、宅地建物取引主任者試験等を対象としている。

ただし、学生のニーズが大きい国家試験と法学部教育との関連性を深めることについての検討は必要であろう。この点に関連して、2007年度からコース制を導入することとなっており、この制度は、各種国家試験の受験とも一定の関連性を有することになる予定である。

（授業形態と単位の関係）

A群：各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

法学部では、単位計算方法の基準として、基準21条1項および同条2項に基づき、1週2時間で15週の授業をもって2単位を付与し、また1週間4時間で15週の授業をもって4単位を付与することとしている。法学部専門科目は、講義科目と演習科目に分かれ、その特徴ないし内容から、実習、実験科目は存在しない。

法学部専門科目のうち、演習科目はすべて2単位である。講義科目の中で、「実務法学」、「外書研究」等の2単位科目以外、4単位である。

講義および演習科目の単位計算方法自体については、おおむね適切であり、妥当であると考えられる。

（単位互換、単位認定等）

B群：国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

単位互換を行っている大学及び単位互換方法等は全学51頁参照。

B群：大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあつては、実施している単位認定方法の適切性

短期大学または高専等を卒業または中途退学し、新たに法学部の第1年次に入学した学生の既修得単位については、共通科目および専門科目の単位について合計60単位を超えない範囲で、本学において修得したものとして認定することができる。また、第3年次に転学または編入学する学生の既修得単位については、法学部では一括して62単位を認定している。

前者の場合の単位認定方法は、修得した単位の科目の授業時間数、授業の内容等を総合的に勘案して、共通科目や法学部の対応する専門科目と照らし合わせて、認定を相当であると判断する単位について認めているが、このような既修得単位の認定方法は、おおむね妥当と考えられる。

B群：卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

本学学則 11 条は、国内の他大学または短期大学、外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位で認定できる単位数は、編入学・転入学等の場合を除き、合わせて 60 単位を超えないものと規定している。法学部の卒業所要総単位数は 124 単位であるから、同規定によれば、法学部の学生が他大学で修得した単位を卒業所要単位として認定されうる割合は、最高 48% である。

また、学内の他学部専門科目は、30 単位を上限として認定している。この上限は、卒業要件の約 4 分の 1 (24%) であるが、幅広い知識の習得および学際的研究の重要性を考慮すれば、おおむね妥当な割合であると考えられる。

(開設授業科目における専・兼比率等)**B群：全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合****B群：兼任教員等の教育課程の関与の状況**

法学部の専任教員が担当する科目は、憲法・民法・刑法・商法等の実定法科目、アジア法・EU法・コモンロー等の外国法科目、法哲学・法社会学・法史学等の基礎法科目、法学基礎演習・政治学基礎演習・演習 I～IV 等の演習科目である。

法学部では、法学部専任教員 31 名、兼任教員（法科大学院専任教員、他学部専任教員）8 名、兼任教員（他校専任教員、その他の非常勤教員）27 名が授業を担当しており、その総数は 66 名である。そのうち、法学部専任教員と兼任教員とを合わせた本学専任教員（以下、「専任教員」という）数は計 39 名である。

法学部の授業については、専任教員が担当する科目数は 66 であり、兼任教員が担当する科目数は 21 であって、その合計は 87 である。したがって、専任教員担当の科目数が占める割合（専・兼比率）は 75.9% である。

そのうち、必修科目については、専任教員が担当する科目数は 6.2、兼任教員が担当する科目数は 0.8 であり、その合計は 7 である。したがって、専任教員担当の必修科目数が占める割合は 88.6%、兼任教員担当の科目数が占める割合は 11.4% である。

以上によって、専任教員が担当する授業科目の割合は 75% 以上であり、また必修科目は 88% 以上であるので、法学部の授業科目の担当割合に関する専任教員と兼任教員の比率は適切であると考えられる。また、兼任教員が担当する授業科目の割合は 25% 以下であり、また必修科目は 12% 以下であるので、これは適切であると考えられる。今後とも、兼任教員が担当する授業科目の内容に関して、法学部が育成しようとしている学生像との関係で、さらに検討を加えて、改善を図る努力は必要である。

(生涯学習への対応)**B群：生涯学習への対応とそのための処置の適切性、妥当性****①創価大学夏季大学講座**

本学は毎年市民に向けて夏季公開講座を行い、幅広い教養を身につける機会を提供している。法学部専任教員は毎年平均 5 講座を担当している。

②通信教育部

通信教育部には、法学部・経済学部・教育学部があり、年齢層も 18 歳から 80 歳にわた

るので、それは生涯教育の重要な機関となっている。通信教育部の在籍総数は約 17,000 名に及び、そのうち、法学部の在籍数は約 4,800 名である。

③「八王子学園都市大学いちょう塾」への参加

多摩地区 23 大学等により構成される「八王子学園都市大学いちょう塾」は、地域住民に対する生涯学習への支援活動として 2004 年に開設された。2005 年度からは、前期・後期制で開講され、各期の講座数は約 80 もあり、この講座に法学部専任教員も講師として参加している。

①の夏季大学公開講座は、今や本学の伝統的行事となっており、市民からの評価も高く、今後とも法学部専任教員の担当が継続されるべきである。②の通信教育部への法学部専任教員による多大な支援は、高く評価できると同時に、生涯教育に対する大いなる貢献であると考えられる。③の「八王子学園都市大学いちょう塾」への法学部専任教員の参加は、法学部の地域社会への貢献として、高く評価できる。

以上によって、現状における生涯学習への対応とそのための処置は、適切であり、妥当であると考えられる。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

B 群：教育上の効果を測定するための方法の適切性

単位の履修に関しては、進路志望に応じて「法律関係職」、「行政関係職」、「企業関係職」、「政治・国際関係職」の各ガイドラインを設けて、選択する科目の指針を示している。履修制限は、1 セメスター 20 単位とし、第 7 セメスター以降も 4 単位以上修得しないと卒業が許可されない。学部で判定した成績優秀者については、次期セメスターで 4 単位の履修制限緩和が認められ、所定の基準を満たした場合は早期卒業が認められている。単位修得不良者については、1 年終了時 10 単位以下、2 年第 1 セメスター終了時 30 単位以下、2 年第 2 セメスター終了時 50 単位以下、3 年第 1 セメスター終了時 70 単位以下の場合につき、1・2 年次生は学部長・学部長補佐・学生部委員が、3 年次生以上は演習担当教員がそれぞれ学業指導を行っている。

教育効果を測定する方法に関しては、講義科目についてはセメスターごとに実施される中間試験と期末試験とがあげられる。少人数の講義科目ないし演習科目については、授業中の発表やレポートの作成、小論文の執筆を課すことにより教育効果が測定される。また、全学的に実施される授業アンケート調査は教育効果を判断する有効な方法と位置づけられており、各教員はこれに積極的に協力している。アンケート調査の結果については、全教員が学内の Web 上に公開している。このアンケート結果の集計後、各教員に配付される個別分析表や自由記述をもとに、各教員は教育効果を測定している。さらに、オフィス・アワーや毎月の学部協議会など、授業外で学生と対話する機会を利用して、教育効果を測定することも心掛けている。

上記の履修ガイドラインおよび履修制限は、適正な基準として機能しており、学生は無理なく単位を修得している。中間試験、期末試験は、いずれも厳正に実施されてきており、教員は教育効果を的確に把握しているものと思われ、レポートや小論文を課している授業と合わせ、教育効果の測定方法はおおむね適切なものと思われる。今後の改善策としては、

すでに実施している科目もあるが、講義科目においても中間試験や期末試験のほかに日常的に小テストを実施することは検討に値する。また、少人数授業の場合には、口頭試問方式の試験方法を採用することも可能であろう。一方、課題レポート、小論文については課題の頻度を増やすことが考えられる。また、科目ごとに担当教員が独自にアンケート調査をすることも考えられる。

B群：教育効果や目標達成及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

第1 Semesterの必修科目である「法学基礎演習」に関しては、定期的に担当者会議を開き、当該年度の反省点を踏まえて、次年度に向けての教材選定及び運営方法について検討することにより、教員間の意思の疎通が図られている。

「法学基礎演習」以外の科目の教育効果や目標達成及びそれらの測定方法については、通常、学部教務委員会あるいは教授会の場で意思の疎通が図られている。

法学部では、専門分野ごとに部会が設置されているので、各部会において当該部会の関連科目の教育効果、目標達成、測定方法についてさらに検討していくことが望まれる。

B群：教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組み

法学部の学生教育に関する事項は、全般的には学部教務委員会で検討されている。また、教授会で各教員間の意見交換が行われることにより、学部全体の学生教育とその効果について定期的に協議、検討されている。また、授業アンケートの実施率も前期については、2004年度の93.7%から2005年度には96.5%へ、さらに2006年度は98.2%へと上昇し、また後期についても2004年度の90.7%から2005年度後期の94.6%へと年々高くなっており、アンケート結果の有効利用も教員ごとに行われている。

前記のように、教育効果の測定方法には、中間試験、期末試験という方法が採用されており、また、学部教務委員会、教授会において学部全体の教育効果について定期的に協議している点は評価できる。

B群：卒業生の進路状況

法学部は企業、国家公務員、地方公務員、法曹、教員など社会の各方面に多彩な人材を多く輩出してきた。とくに、司法試験については本学開学（法学部開設）3年目に第1号の合格者を輩出し、完成年度以降毎年合格者を出しており、その合計数は現在124名を数えるにいたっている。また、新設された本学の法科大学院にも多数の学生を送り出している。昨年度（2005年度）の法学部卒業生の進路状況は、次の表の通りである。

業種	2005年度	
	順位	構成比
卸・小売	1	20.8%
サービス	2	16.1%
進学	3	11.8%
金融・保険	4	11.7%
製造	5	9.8%
建設	6	6.7%

不動産	7	4.3%
運輸・通信	8	3.9%
公務員	9	2.7%
教員	10	1.2%
その他	—	11.0%
合計	—	100.0%

本学卒業生の進路については、本学のキャリアセンターが把握しており、同センターの職員は専門演習ごとにゼミ進路・就職懇談会を実施している。法学部の卒業生については、各専門演習担当教員が学生の進路について把握しているものの、法学部独自で卒業生の進路状況を把握する制度はない。なお、卒業生が情報提供等のために来学するケースが多く見られる。

また、就職内定者が卒業するまでの間、キャリアセンターや教務課と連携して、後輩の就職指導や様々なアドバイスを行っている。専門演習ごとに、学生の進路委員が選ばれており、本学のキャリアセンターから発信される情報を学生に伝えている。

今後は、キャリアセンターとの連携をさらに密にして、就職を希望する学生のおかれた状況を的確に把握し、より綿密な進路指導を行っていく必要がある。

(厳格な成績評価の仕組み)

A群：履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

法学部では、学生が各セメスターに履修登録することができる科目の単位数は20単位である。履修制限を受ける科目については、20単位を超えて登録することはできない。成績優秀者と認定された場合、各セメスターごとに、履修上限単位数の20単位に、4単位が追加されて、24単位の登録が可能なシステムを採っている。ただし、成績優秀者の認定を受けるためには、各セメスターの修得単位数が16単位以上で、GPAの数値が3.4以上でなければならない。

法学部の学生がこの制度を有効に活用して、実際に予習・復習時間を増加させているか否かを追跡調査するために、全法学部生を対象に実施される授業アンケートの項目中に予習・復習時間を取り上げて、その把握に取り組んでいる。履修制限を設定した制度自体は十分に評価されるものと考えられる。

そこで、今後は、予習・復習を行った成果を、学生自身が実感できるような形の授業のあり方が求められることになろう。例えば、①講義内容の一環としてレポートを課す、②予習・復習の成果を、授業時間内に小テストを実施することによって評価し、それを成績に反映させる、等の方策を講じる必要がある。既に一部の教員において、このような取り組みがなされているが、課題の頻度が、科目間で隔たりがあるために、効果のあらわれ方に差異が生じている。したがって、学部全体として、学生の予習・復習時間を増加させるという点で十分な効果が得られるように、教員間の調整を図る必要がある。

A群：成績評価法、成績評価基準の適切性

B群：厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

法学部では、授業に3分の2以上出席していなければ、定期試験の受験資格がないものとしている。確認テスト・レポートを課す場合は、それらを加味しながら、原則として2回の定期試験をもって評価している。科目によっては、レポートをもって定期試験に代える場合もある。

出欠席の確認は、毎授業時に出席カードを配布するなどの方法により、厳格に行っている。なお、多くの講義科目では、TAの補助の下でこれを実施している。出席回数が3分の2に達しない学生には、定期試験実施前に受験資格がない旨を通告している。このような定期試験受験資格としての出席基準は、厳格に遵守されている。

法学部では、各科目とも100点をもって満点とし、受講者の5%を目安に90~100点(Ⓐ)と採点し、受講者の20%を目安に80点から89点(A)と採点することが、教員間で申し合わされている。

ただし、演習科目については、大学教育の根幹である個別指導の場である点や、他の講義科目に比較して、卒論等の課題に熱心に取り組まなければ単位修得が難しい点などを考慮して、上記の基準ではなく、受講者の20%を目安に90~100点(Ⓐ)と採点することが、教員間で申し合わされている。また、受講生が20名以下の少人数科目については、研究意欲の高い学生が集まる傾向があり、相対評価の妥当性が問題となるために、上記の一般的な基準をある程度ゆるやかに適用することを認めている。

成績結果に対して疑問のある学生は、教務課に質問票を提出することにより、教員から説明を受けることのできる制度があり、評価基準の明確化に役立っている。

厳格な成績評価を実施する観点から、法学部の全教員の成績評価状況を学部長が掌握できるシステムが取り入れられており、上記の成績評価基準を各教員が遵守することに役立っている点が評価される。また、厳格な成績評価の実施を促進する制度として採用されたGPA制度も適切なものとする。さらに、成績優秀者の判断や履修制限の一部解除等の基準がGPAの数値に結びついていることが、学習意欲を高め、精力的に授業に取り組む効果も与えている。

しかしながら、学生の側における、GPAの数値の偏重は、必ずしも興味ある研究領域の科目を選択しない、あるいは卒業後の将来像と結びつかない安易な科目選択を行う等の結果にも結びつきやすいという問題が存在する。こうしたGPAの数値偏重の弊害に対しては、①学生各人が大学教育をどのように活用すべきであるかを検討できる情報を数多く発信して、弊害の除去に努める、②相対評価の適用の例外について十分な検討に努める、等の努力が必要である。

以上のように、厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況については、現状において、ほぼ適切であるとする。

B群：各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

法学部では、各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するために、履修制限を設けて履修科目の予習・復習を奨励し、授業アンケートによって、授業の効果を迅速に検証している。また、講義科目に関しては、全専任教員がオフィスアワーを設けて、講義内容について質疑応答の時間を確保し、中には電子メールによる指導を常時受け付けている教員もおり、学生の質の向上を図っている。

各年次において、クラス担任や演習担当教員による個別的、直接的な指導が行われ、特に演習に関しては、相当数の教員が、卒業論文などの卒業時の課題を課して質の向上に努めている。また、学生から主体的に履修に対する不安や不満を申し出てもらい、当該の学生の学修上の問題の解決を図るために、大学院生や担当教員を窓口とする学習アドバイザー制度が、既に開設されている。

したがって、各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途は、現状において妥当なものであると考えられる。

2007年度入学生より新基準のGPA数値(2.0)を卒業要件としたうえで、「アドバイザー制度」も合わせて導入し、GPA数値に基づいてよりきめ細かく学業指導を行うことが決定している。

今後に残された課題は、卒業必要単位は相当程度修得したものの、GPAの数値が一定以上に達していない、あるいは、そのおそれがある学生や、学修に対して主体性のない学生に対して、できる限り早い段階で警告を発して状況を認識させ、学修不良の原因を除去する学修指導方法の検討であるとする。

(履修指導)

A群：学生に対する履修指導の適切性

法学部では、学生に対する履修指導として、セメスター開始時に学部ガイダンスを行っているほか、クラス担任によるオリエンテーション、全教員によるオフィスアワーや法学部のホームページなどを通して具体的な指導を行っている。また、本学のホームページに履修要項とシラバスを掲載しているほか、冊子の形で履修要項とシラバスを配付して履修の便宜を図っている。さらにまた、1年次に、必修科目として、1クラス20名弱の「法学基礎演習」を置いているが、この担当教員も必要に応じて具体的な指導を行っている。3年次の専門演習(必修)を選択するにあたって必要かつ有益な情報を提供するために、教員1人当たり2、3回の個別ガイダンスも実施している。

法学部では現在、学生の進路指導のために、「法学部科目履修ガイドライン」を作成して、「法律関係職」、「行政関係職」、「企業関係職」、「政治・国際関係職」に分け、履修指導を行っている。これは、学生にとって、自分の進路に必要な科目の履修方法がわかり、一定の教育効果を発揮している。しかしながら、現在のガイドラインでは、将来の進路との関連の中で法律専門科目を系統的に学修させる上で限界がある。

もともと科目の履修は、学生の将来の進路と密接な関係があるが、現状では、学生自身が将来の進路を決めないまま、卒業必要単位数を履修している場合も多い。そのため法学部では、学生が将来目指す進路との関連の中で法律専門科目を系統的に学修できるよう、2007年度より「コース制」を導入することとした。

B群：オフィスアワーの制度化の状況

法学部では、専任教員の多くがオフィスアワーを原則として週1回実施している。オフィスアワーの実施は、教員の間では定着しているが、制度を知らない学生も1、2年次生にはいるので、大学及び法学部のホームページへの掲載、法学部掲示板での掲示のほか、1、2年次生の学部ガイダンス、クラスオリエンテーションの折りにも伝えることとした。

また、固定したオフィスアワーの時間帯だけでなく、メールのやりとりで個別的に相談に応じている教員も多い。

オフィスアワーでは、相談時間が限られているため適切な助言、指導に困ることがある。相談に長時間を要するような場合は、事前に相談内容を連絡させることや担当教員が日時を指定するなどの工夫も今後検討する必要がある。

B群：留年者に対する教育上の配慮、措置の適切性

現在制度上は4年生修了時に留年者が出るが、留年者に対しては、専門演習の担当教員が適宜、指導を行っており、一定の成果を上げていると評価できる。

今後、上記の指導をさらに充実させるとともに、留年者を減少させるため、成績不良者に対して、学習意欲を高める機会を増やすことが必要である。そのために、学生部委員、専門演習担当教員による留年者に対する指導の機会を随時、持つことが望ましい。

C群：学習支援（アカデミックガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

法学部では、学習支援を恒常的に行うアドバイザー制度として、大学院学生によるTA制度、学部学生によるSA制度を導入している。2004年度からは、大学院生および学部の4年次生による「法学部生のための学習相談室」を開設し、レポートの書き方や勉強の仕方など法律学や政治学の学修に関する全般について相談を受け付けている。さらに、2005年度から「法学基礎演習」を担当する全教員を「学習アドバイザー」とし、基礎演習履修者の学修上の相談に応じている。

上記の2つの制度は、一定の成果を上げつつあるが、まだ発足間もないこともあり、学生に十分認識されていない面がある。今後さらに学生に周知徹底することが必要である。

また、学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度を、将来さらに充実し、いかに機能させていくかについては、教員サイドのみで決めるべきではなく、学生自治会との月例の学部協議会の場で意見交換し、制度改善を図ることにしたい。

（教育改善への組織的取り組み）

A群：学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進する為の措置とその有効性

法学部の専門科目の授業が行われる本部棟には、模擬法廷教室やパソコン教室が設けられ、全教室にはマルチメディア対応のモニターが設置されている。1999年度よりこれらの設備を有効に利用した学生参加型の授業を積極的に行っている。「法学概論」の模擬裁判や「法学部生のためのコンピューター・リテラシー」などがそれである。

また、「法学基礎演習」では、20名弱の新入生を一人の教員が担当し、法学教育を受けるための基礎的知識（文献や資料の集め方、ノートの取り方、図書館の利用の仕方、レポートの書き方など）を習得させることを目的として有効に実施されている。少人数であるがゆえに、学生相互の意見交換、教員と学生との懇談ができる場となっている。

さらに、従来から開講されている講義科目についても、パワーポイント等のマルチメディアを利用する授業が試みられるなどの教育指導方法の改善が図られているとともに、学生の学修を活性化するための制度や方法が実施されてきている。

講義科目に関しては各教員によって様々な工夫がなされているが、その取り組みはあく

までも個人的な努力にとどまっておらず、芽生えてきた教育改善の流れを今後どのような形で具体化していくかが課題となっている。そのために本学においては「教育・学習活動支援センター」が定期的に授業見学会や教育サロン等を開催し、各教員の教育指導方法の改善のための有益な材料を提供している。これを踏まえ、法学部のFD委員会でも具体的取り組みを検討していく。

A群：シラバスの作成と活用状況

シラバスに関しては、各教員が作成した講義等の内容を毎年4月に、電子情報として本学のホームページに掲載し、かつ冊子としても配布しており、学生の便宜をはかっている。全学共通のシラバスの記載内容としては、①授業のテーマ、②授業の進め方、③到達目標、④評価・試験方法、⑤教科書・参考書、⑥履修上のアドバイスとなっている。シラバスは授業の進め方に関してほぼ毎回の授業の内容を具体的に提示するなど充実している。法学部としては、学生に対して特に CampusEOS を通してのシラバスの有効な活用を呼びかけている。

このように詳細なシラバスの作成によって学生が授業の内容をかなり詳しく知ることができるようになっており、科目登録に際しての受講科目の選択において大いに役立っている。とくに CampusEOS は、学生が教員別、科目別に選択するに際して有効な手段となっている。

A群：学生による授業評価の活用状況

学生による授業評価の具体的方法として、全学的に授業アンケートを毎semester終了時に全科目で実施している。アンケートの主な質問項目は、学生が自らの授業への出席状況や姿勢を自己評価する部分と、学生が担当教員に対して授業内容、授業方法、熱意、総合評価の各項目について評価する部分とに分かれている。

アンケートは、マークシート方式によって回答する形式をとっており、アンケート回収後は、コンピューターによって集計処理され、全体の平均値および個々の教員の担当科目の個別値が各教員にデータとして渡され、学生にも Web 上で公開されている。また、アンケートにおいては、学生はマークシート方式とは別に、文章によって教室の設備状況、授業に対する希望等を自由に述べるができる。

アンケート調査は学生による授業評価の方法として定着しており、また、各教員にとっては自らの授業内容や方法の適切性を客観的に把握することが出来る点で授業改善に役立っている。教員の中には授業においてアンケートでの学生の意見に答える形で説明を行っている例もみられるが、法学部全体として、こうした対応をさらに促進していくことが必要である。

また、既に法学部では「法学部協議会」を設置し、直接、学生の要望、意見を聞く機会を設け、学生と教員とが意見交換を行っているが、そこで出された意見をできるかぎり教授会等で説明し、授業方法、カリキュラム等に反映させる努力をしていきたい。

B群：FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性

法学部では、FD活動に意欲的に取り組んでおり、「教育・学習活動支援センター」（全

学 46 頁参照) の主催する研究授業、講演会、研修会等への参加を積極的に推進しており、参加者も増えている。さらに、年に 1 回全学的に開催される非常勤講師懇談会の際に、法学部としても、兼任教員に対して学部としての教育方針等を確認するとともに、率直な意見交換を行い、授業改善を図っている。

大学全体での F D の重要性に対する認識はかなり浸透している。同センターが開催する諸活動に参加する教員の数も増えており、教育指導方法の改善につながっている。ただ、これらの参加は各教員の自発的意思に委ねられており、教員間において F D に対する認識の差があることは否めない。今後は、法学部として F D にどのように具体的に取り組むべきか検討する必要がある。

今後、法学部として F D に関連する研究授業、講習会、研修会の情報の周知徹底をはかっていく。そして、教授会等において研修会への参加者の報告を通して、学部の授業改善のあり方について議論をしていく必要がある。また、他学部、他大学の授業例に関してはモデルとなるような資料を収集し、配布することによって、授業改善の参考としていくことも考えられる。

すでに法学部においては公開授業が行われているが、今後とも他の教員の授業に積極的に参加することによって、授業方法、資料の作成等について参考にしていくことも必要である。この点に関しては、法学部独自の F D 委員会が、日程、参加授業の選択の調整をはかっていくことが考えられる。

(授業形態と授業方法の関係)

B 群：授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

法学部の授業形態は、講義と演習に大別される。講義科目の多くは、1 人の教員が担当する方式であり、「実務法学」および「アジア法」は、複数の教員が担当するオムニバス方式の授業である。「実務法学」は、弁護士を中心とする、毎回異なる実務家講師が実務経験を語ることにより、社会において実際に働く法の実態、人間と社会の多様な現実を学ぶことをねらいとしており、オムニバス方式が妥当する科目である。また、「アジア法」は、8 人の専任教員が、それぞれ中国、韓国、タイ、およびわが国の法制度とその特徴を講義するものであり、これもオムニバス方式が妥当する科目である。

講義科目の授業は、教員が口述し要点を板書し、学生に筆記させる方法が中心であるが、ほとんどの教員が副教材として、レジュメやコピー資料を配布しており、また、VTR、プロジェクターなどのマルチメディア機器を用いる教員も多くなっている。

「法学概論」のなかで行われる模擬裁判は、学生が弁護士役、検察官役、裁判官役などのロールプレイングを行うものであり、多方向型の学生参加型の授業となっている。その他にも、学生参加型の授業方法が講義科目の一部に取り込まれている。また、小テスト、ワークシート、質問票などを補助的に取り入れている授業もある。

演習の授業方法は、学生のレジュメ報告とそれに基づく討論が中心であり、多方向型の学生参加型の授業である。とくに 18 クラス体制で行っている「法学基礎演習」では、ほとんどの担当教員が協同学習法を取り入れ、学生が授業に積極的に参加するようになっている。

講義科目の場合にも、双方向型ないし多方向型の授業方法が望ましいと考えられるが、

双方向型の要素を取り入れた授業については、まだ十分多いとは言えない。一般に学生は、率先して発言することを嫌がる傾向があるので、学生をどのように双方向型の授業に参加させるかについての工夫が求められる。

とくに講義科目において、双方向型の学生参加型授業を充実させるため、個々の教員において、授業方法の改善に継続的に努めているところである。

B群：マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

ここで「マルチメディアを活用した教育」とは、教員の音声や印刷物上のテキスト情報だけでなく、音声、画像等の多様な情報媒体の使用、とくにPCの使用を組み込んだ教育と理解する。この意味でのマルチメディアを活用した教育を導入している授業としては、「法学基礎演習」、「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」、「コンピュータ・リーガル・ライティング」、「コンピュータ・ポリティカル・アナリシス」がある。いずれも、パソコン教室において、PCの操作実習、「判例体系CD-ROM」（第一法規株式会社）による判例検索、「日本法令CD-ROM」（株式会社ぎょうせい）による法令検索、インターネットを使った法律・政治情報の収集、エクセルの利用によるデータ分析の実習などを行っている。

また、法律関連のデータ・ベースであるLEXIS-NEXISを導入し、「外書研究」、「演習Ⅰ～Ⅳ」、「EU法」、「コモン・ロー」などの授業で利用している。その他の授業でもビデオ教材やDVD教材を利用したり、パワーポイントを使ってプレゼンテーションを積極的に行う講義や演習もある。

法学部専用のパソコン教室があり、2006年度の新入生に対しては、入学前に、PCの入手を推奨する文書を配布した。高度情報化社会の進展をふまえ、法学部として、学生にPCの取得や利用をさらに推奨し、また個々の授業や課題作成においても、PCを用いる機会を増やす教育上の工夫をすべきである。また、講義科目を含めて、マルチメディアを活用した授業を増加させるために、「教育・学習活動支援センター」の実施するセミナーなどを活用して、教員の、この分野におけるスキル向上を図るべきである。

B群：「遠隔授業」による授業科目を認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

法学部では、「遠隔授業」による授業科目を認定していない。

現在、本学全体の問題として遠隔授業システムの導入が検討されており、まず通信教育部において、2004年度から試験的に遠隔授業システムを使った科目が数科目、開始されている。その成果も参考にしながら、法学部でも、オンデマンド型の遠隔授業を中心に、その導入の是非を含めて検討することにしたい。

（3年卒業の特例）

C群：4年未満で卒業を認めている学部等におけるそうした制度措置の運用の適切性

本学では早期卒業制度を2001年度から導入した。早期卒業の要件は、学部毎に定めるものとされており、法学部の要件は次の通りである。

すなわち、 Semester毎の履修上限単位数を20単位とし、直前SemesterのGPAが

3.4 以上の場合に4単位を追加履修できることとし、第4 Semester 終了時点で通算GPAが3.4以上、修得単位が84単位以上であることを条件として、第6 Semester 終了時点で卒業に必要な124単位を修得し、通算GPAが3.4以上である者に卒業を認めるというものである。

現在までに、この制度に基づいて、2003年度2名、2004年度4名、2005年度2名、合計8名の早期卒業者が出ている。

早期卒業者の進路を見てみると、8名のうち6名が法科大学院に、1名が法学研究科に進学しており、これまでのところ、制度の趣旨に適う形で、早期卒業制度が活用されていると評価できる。ただ、制度発足当時、300名定員の1.5～2%程度、すなわち5～6名程度の者が早期卒業をするものと予測していたことから、当初の予測に比べると早期卒業者が若干少ないと言わざるを得ない。この原因としては、学生にこの制度のメリットが十分周知されてこなかったことなどが考えられる。

早期卒業制度を利用して卒業する学生数を毎年5～6名程度に増やすために、この制度を利用して卒業した学生の進路や活躍の様子を在学生に広く紹介することなどを通して、この制度のメリットを周知していきたい。

(3) 国内外における教育研究交流

B群：国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

前述したように、法学部は、育成すべき人材像の一つとして「グローバルな発想と視野をもって『平和』の実現に寄与しうる、国際性豊かな人材の育成」を掲げている。この目標を実現するために、法学部の学生に対して、全学的に行われている、海外交流大学との交換・推薦留学制度やアメリカ創価大学での短期留学・語学研修制度、海外交流大学での短期語学研修制度を積極的に利用するよう推奨しており、実際に多くの学生がこれを活用している。

外国人学生の法学部への入学希望者についても、別科推薦入試、学部外国人留学生・帰国学生入試を経て積極的に受け入れる方針ではあるが、法律学という学問の性格もあり、入学者の数はあまり多くはない。

研究面では、学部教員の在外研究について学部として奨励しており、実際に多くの教員が在外研究の機会を積極的に利用している。また、法学部では、2004年に法学部での在外研究を希望する外国人研究者のために、大学全体の制度とは別に「法学部への外国人研究者受け入れ制度」を設け、学部を基盤とした研究面での国際交流を推進する制度作りを行った。

以上のことから、国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針は、おおむね適切であると考えられる。

B群：国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

研究面においては、上記の通り、「法学部への外国人研究者受け入れ制度」を設けた。また、具体的な研究交流活動としては、まず2000年11月から2002年3月にかけて、韓国の崇実大学・東国大学・亜細亜太平洋公法学会と本学の法学部・比較文化研究所・アジア研究センター（平和問題研究所内）が共同して、4回にわたって日韓法学研究集会を開催し

た。この研究成果を集大成したものとして2004年に『現代の韓国法』（有信堂）を出版した。また、1997年から2年間、法学部の教員を中心として、フィリピン法のプロジェクト研究が行われ、1999年に法学部の教員が執筆した『現代フィリピン法の諸相』とフィリピン人研究者が執筆した『PRESENT SITUATION IN THE PHILIPPINE LAW』を公刊した。さらに、2005年度には、法学部開設35周年記念事業の一環として、4人の外国人研究者による連続国際講演会を開催し、その内容は、『創価法学』35巻3号に収録されている。その他、法学部が交換教員として受け入れている研究者との研究会や海外からの来学者の講演会も開催しており、これらの成果は、『創価法学』に掲載されている。

教育面では、2003年度より、演習B・D「21世紀における国際人権法と国連」において、外国人教員（ワールド・ランゲージ・センター所属教員）と法学部の専任教員とが共同して授業を行っている。

学生間の国際交流としては、1999年に香港にて香港中文大学と共同で学生研究集会を開催し（詳細は、『創価法学』29巻1・2合併号）、2002年には中国にて北京大学と共同で学生国際シンポジウムを開催した（詳細は、『創価法学』32巻1・2合併号参照）。

平和と人権は法学部の基本的理念でもあり、教員と学生の間には、国際交流が不可欠であるとの共通認識が存在している。そのため、限られた予算であるにもかかわらず、教員・学生の熱意によって活発な国際交流が推進されていることは評価できる。ただ、学部付置の研究所のようなものが存在しないために、主に財政的な制約により、長期的な国際交流の推進が必ずしも満足に行われているとは言いがたい面もある。

本学は、世界の多くの国の大学と教育学術交流を行っている。このネットワークを基盤として、法学についての教育研究交流が活発に行われるならば、日本有数の国際的な法学部に発展する可能性を有している。そのためには、当面は、法学研究科に付置された東アジア法資料センターの活用を検討することが必要である。

第4章 学生の受け入れ

目標：法学部の教育目標達成という点からみて適切な人材をより良く選抜することができる入試制度を、社会の要請に応じつつ、点検、実施する。

（学生募集方法、入学選抜方法）

A群：大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

（入学者受け入れ方針等）

A群：入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

B群：入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

法学部における入学者受け入れ方針は、法学部の教育目標からみて適切な人材、多様な人材を選抜することであり、その趣旨を本学ホームページの受験生向けページ、法学部ホームページ、キャンパスガイド等において志願者に広く示している。

学生募集方法に関しては、大学全体が行う募集方法による以外は、法学部独自による募集を行ってはいない。

法学部は、一般入試、公募推薦入試、創価高校推薦入試、関西創価高校推薦入試、スポーツ推薦入試、大学入試センター試験利用入試、外国人学生・帰国学生入試、一般・社会人編入学試験により入学者を選抜する多様な方法を用いているが、さらに社会人入試制度及び指定校推薦入試制度の導入については検討課題である。

法学部の募集定員は300名であり、その約半数程度を一般入試及び大学入試センター試験利用入試で選抜し、残りの半数程度を創価高校推薦入試、関西創価高校推薦入試、公募推薦入試、スポーツ推薦入試、外国人学生・帰国学生入試、一般・社会人編入学試験等によって選抜している。一般入試及び大学入試センター試験利用入試での選抜は学力を中心とした選抜であるが、公募推薦入試の選抜では、推薦書および調査書に記載されている評定平均値に示された学力のほか、クラブ活動、ボランティア等の社会活動、資格取得にも努力してきたなどバランスを備えた志願者を選抜することとしている。その趣旨は、学力だけではなく高校生活における様々な諸活動についても評価することにより、学部の教育目標からみて適切な人材を幅広く採用するところにある。その他の試験においても、それぞれのバックグラウンドに応じた個性を評価するとともに、志願者の学力状況、学習意欲、志願状況等に応じて多様な人材を選抜することにしており、教育目標の達成に必要である、多様な人材の選抜をする上で適切な選抜方式であると考えている。また、これら公募推薦等による選抜数が募集定員の半数程度という比率についても妥当と考える。

多様な人材の確保を可能とする入学者選抜方法を用いているが、この入学者選抜方法によって選抜された学生の多様なニーズに応えることができるよう多様な科目を設置するとともに、「法律関係職」、「行政関係職」、「企業関係職」、「政治・国際関係職」といった卒業後の進路を視野に入れた「科目履修ガイドライン」を設け、進路に応じた学習の指針を示している。2007年度から進路に応じた系統的学修をさらに効果的に進めることができるように3つのコースからなるコース制を導入することとした。

(入学者選抜の仕組み)

B群：入学者選抜試験実施体制の適切性

B群：入学者選抜基準の透明性

B群：各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

入学者選抜試験実施体制は全学的体制で取り組んでおり、専任教員は総動員で全学的体制に協力している。総動員の実施体制は適切であり、特に問題点はないものと考えている。

法学部の入学者選抜基準は全学的基準に拠って行っている。全学的基準は入試要綱に明記されており、大学のWebページで広く公開されており、その透明性については問題ないものと考えている。

入試問題の検証は全学的体制で実施されており、法学部が独自に検討すべき問題はないものと考えている。

(定員管理)

A群：学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

法学部の学生収容定員は、1,200名であるが、2006年度の在籍学生数は1,480名、収容定員充足率は、1.23となっている。

過去5年間における入学定員数と入学者数、ならびに入学定員に占める入学者数の比率は、次表のとおりである。特殊な要因があった2003年度を除き、入学者数はほぼ定員の1割増で推移している。

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
入学定員数	300	300	300	300	300
入学者数	356	443	336	337	310
入学定員に占める入学者数の比率	1.19	1.48	1.12	1.12	1.03

また、編入学については、次表のとおりであり、各年度若干名であるが、2005、2006年度は、2003年度の入学者（現4年生）数が多すぎたため、募集をしていない。

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
募集人員数	若干名	若干名	若干名	0	0
編入学者数	5	9	8	0	0

2003年度の入学者数の大幅増加は大学入試センター試験利用入試を導入した初年度であり、入学辞退者数の予測が難しかったことと、2004年度の法科大学院開設により入学辞退者が通常の年度より大幅に少なかったことによるものであった。このことが学部全体の在籍学生比率を高める原因となった。今後は徐々に数値も下がり、同比率も例年並みになってくるであろう。

A群：定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

B群：定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

2006年度は、学生収容定員1,200名に対し在籍学生数は1,480名、収容定員充足率は1.23となっている。この原因は前記のとおりである。その他の年度に関しては特に問題はないと思われる。

在籍学生数の適正化のために、通常の年度は他学部からの転学部、転学科、また、短大からの編入学、社会人の編入学等を若干、認めていたが、2003年度が大幅な定員超過であったので、2005、2006年度はこれを一切認めないことによって極力、定員の適正化に努めている。現時点では、定員適正化に向けた方策は上記以外のものは考えられず、2003年度は特殊な要因が存在したのであって、今後はこのような問題が起きないと思われる。

入学定員は現状300名であり、毎年それを1割程度上回る数の入学者数があることは上記の通りである。例年、法学部定員を大幅に上回る受験者数があり、現状で減員の方向で入学定員を変更する予定はない。また、とくに組織改組も現状では検討されていない。

（編入学者・退学者）

A群：退学者の状況と退学理由の把握

法学部における過去3年間の退学者数および退学理由は、次表のとおりである。

退学理由	2003 年度	2004 年度	2005 年度
退学	7	8	8
転籍出	3	4	8
除籍	12	11	8
合計	22	23	24

退学者への対応としては、ほぼ月 1 回開催される全学の学生部委員会（各学部の教員代表と学生課職員で構成）において休学、停学、退学者の氏名と理由の確認を行っている。そして、該当者に関して 1・2 年次生の場合はクラス担任の教員、3・4 年次生の場合は演習担当教員が確認の手続きをとっている。その上で法学部教授会において改めて確認、承認の手続きを行っている。また、2005 年度からは成績不良者に対して 1・2 次年生に関しては学部長、学部長補佐、学生部委員（教員）が懇談、指導し、3・4 年次生に関しては演習担当の教員が指導することによって退学者を極力少なくする努力をしている。

退学者の数は全体の学生数からいえば、それほど多くはない。法学部では第 1 セメスターに「法学基礎演習」として少人数教育が行われており、その担当教員が「学習アドバイザー」役を担っている。これにより退学者数を更に減らすことができると期待されている。

第 5 章 教員組織

目標：法学部教育に必要な不可欠な科目を検討し、適正な専任教員数の維持・確保に努め、適正な年齢構成の維持に努める。また、教育内容の質的な向上を目指す。

A 群：学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

法学部の教育理念実現のために、基本六法科目を初めとする専門教育科目に加えて、「民事執行・保全法」、「証券取引法」、「行政救済法」、「租税法」等の実務的な科目を配置し、また法曹による「実務法学」を設置している。基本六法科目については、専任教員 12 名を配置し、このうち特に基本的な科目である「憲法総論・統治機構論」、「憲法人権論」、「民法総則」、「物権法」、「債権総論」、「債権各論」、及び「刑法総論」については、複数の教員で担当している。

また、導入教育を充実させるために、少人数の「法学基礎演習」を 1 年次の必修科目とし、政治学担当の専任教員全員で担当する「政治学基礎演習」を設け、大学での学修方法、とりわけ法学・政治学学修の基本的スキルを修得できるようにしている。

さらに、時代の要請に応じて、「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」、「コンピュータ・リーガル・ライティング」、「コンピュータ・ポリティカル・アナリシス」等の情報関連科目や、「国際人権法」、「国際機構論」、「EU 法」、「アジア法」、「環境法」、「知的財産法」等の先端分野科目を設置するとともに、本学ワールドラングエージセンター所属の外国人教員が担当し、英語のみを利用して授業を行う国際人権法に関する科目を「演習 B・D」として開設する等の努力をしている。以上の科目の殆どは専任教員が担当しており、適正な教員配置がなされているものと思われる。

なお、2006年度の専任教員数は31名で、在籍学生数は1,480名であるので、専任教員1人当たりの在籍学生数は、47.7名で適正な割合であると考ええる。

A群：主要な授業科目への専任教員の配置状況

法学部の専門科目の必修科目は、「法学概論」「法学基礎演習」「憲法総論・統治機構論」「民法総則」「刑法総論」「演習Ⅰ・Ⅱ」である。このうち「法学概論」「民法総則」「演習Ⅰ・Ⅱ」は、専任教員のみで担当しているが、「法学基礎演習」は専任教員11名、兼担教員2名、兼任教員5名で担当し、「憲法総論・統治機構論」は、専任1名、兼担1名で担当し、「刑法総論」は、専任1名、兼任1名で担当している。主要な授業科目である基本六法科目の担当は、多くが専任のみであるが、「債権総論」は兼任1名、「債権各論」は、専任1名、兼任1名で担当している。「法学基礎演習」については、少人数教育実施の観点から18クラス体制を組んであり、多少兼任教員の比率が高くなっている。「債権総論」および「債権各論」は次年度以降、専任教員のみで担当することとなっている。「刑法総論」は2クラスで実施するために専任と兼任で担当しているが、できるだけ早期にこの状況を改善したい。

以上のように、現在、ほぼすべての主要科目について、専任教員が配置されており、学部全体としての配置状況にとくに問題はないものと考ええる。

A群：教員組織における専任、兼任の比率の適切性

現在、本学の専任教員（学内他学部兼担含む）と兼任教員数の人数およびその比率は、次表のとおりである。

教員種別	専任	兼任	合計
教員数	39	27	66
比率	59.1	40.9	100.0

教育指導的観点からは、専任教員が多いほうが望ましいが、一方で、社会の変化の急速性や多様性に対応するには、実務で活躍する講師等による科目の提供も望まれる。また、少人数教育の実現には、ある程度の兼任教員数の確保が必要となる。

以上の点を考慮すると、現状の比率は適正なものといえる。したがって、現状の比率の維持に努めれば、とくに問題はないものと考ええる。

A群：教員組織の年齢構成の適切性

現在、法学部の専任教員の年齢構成は、次表のとおりである。

	～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～65	66～	計
教授	0	0	0	4	5	1	7	3	20
助教授	0	0	4	2	1	1	0	0	8
講師	0	1	1	1	0	0	0	0	3
合計	0	1	5	7	6	2	7	3	31

現在の年齢別教員数については、61歳以上の教員が10名（32%）を占め、一方、30代の教員1名（3%）に過ぎず、他の年齢に比較して著しく少ない点が問題である。このよ

うな年齢別教員数の偏在の原因は、本学の定年制度と転・退職者が少ないことによるものである、と考えられる。本学での定年年齢は、1981年3月末日以前に就任した教員は73歳、2002年3月末日以前に就任した教員は70歳、それ以降に就任した教員は65歳である。

また、41歳から50歳までの教員が12名で全体の39%を占めているが、これは後継者人事の観点から一定時期に本学出身教員を積極的に採用したことによる。これらの偏在状況は、早急に是正されるものではないが、前者の問題点については今後10余年のうちには、漸次解決されていくものとする。後者の問題点については、今後の新規採用に関して、できる限り若手教員を採用し年齢構成の適切性を図れるよう配慮すべきであるとする。

B群：教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

現在、次のような努力を続けている。例えば、導入教育時の基幹科目である「法学基礎演習」では、担当者会議を設けて指導内容についての統一を図っている。また、同一科目を複数の教員が担当する場合に、学生の反応や進捗状況を連絡調整し、講義で取り上げる判例の選定等にも努めている。さらに、教務委員会やカリキュラム検討委員会を設置して教員間で、科目の在り方や講義における問題意識を共有できるよう十分な連絡調整が図られている。また、毎年、法学部専門科目を担当する非常勤講師懇談会を開催し、連絡調整を図っている。したがって、現状において教員間の連絡調整は十分に妥当なものである。

(教育研究支援職員)

C群：ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

法学部では、学部授業の補助(出席調査・教材印刷・レポート添削・答案整理等)を任務とするTAを置いている。TAは法学研究科の大学院生を対象に公募し、2006年度は9名のTAが採用された。TAは月曜日から金曜日まで、毎日2名ずつ午前9時から午後12時30分、午後1時から午後4時30分まで法学部学習相談室に詰めて任務を行っている。TAは法学部学習相談室で学生の学習上の相談も受けている。また、2006年度は、18名のSAが「法学基礎演習」において教員の授業運営を補助している。

円滑な授業運営のために、TAは十分にその役割を果たしている。TAの任務や担当授業が明確になっており、教員とTA間の連絡もよく取れている。ただし、授業が集中している時間は、業務が繁雑になる場合がある。

年度はじめにTAとの打ち合わせのための会合が持たれているが、そうした機会を利用してTAの側からの意見をよく聞いて、TAの任務をさらに充実させていく必要がある。

(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)

A群：教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続の内容とその運用の適切性

B群：教員選考基準と手続の明確化

教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続等は「学校法人創価大学人事規則」、「創価大学教員の任用手続に関する規程」、及び「創価大学教員昇任手続に関する規程」にしたがって、以下のように厳格に運用されている。

教員の任用については、まず学部長が、理事会の承認を得た任用の枠内で教授会におい

て、任用候補者の推薦を求める。候補者の推薦があった場合には、人事委員会で当該候補者について検討を行い、その審議の結果を受けて教授会が2名の選考委員を選出する。教授会は、選考委員による候補者の研究業績・教育業績に関する審査報告を受けて任用の可否を議決し、理事会に報告する。

教員の昇任については、候補者の申し出があった場合に昇任人事委員会が開かれ、その審議結果を受けて、教授会が2名の審査委員を選出する。審査委員は「創価大学昇任基準」に準じて、研究業績・教育業績に関する審査を行い、その結果を教授会に報告し、教授会が昇任の可否を議決する。

以上の教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続は適切なものであり、健全な学部構成の実現に寄与してきたので、とくに問題となる点はない。

B群：教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

本学には教員選考のための公募制は存在しない。

(教育研究活動の評価)

B群：教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

従来から教員個人の研究業績については、4年ごとに全学的に作成される「研究業績一覧」によって公表が義務づけられてきた。教育活動についても、「授業アンケート」が Semesterごとに全学的に実施され、その結果を Web 上で公開している。各教員は、アンケート結果の個別分析表や自由記述を活用して、教育効果を確認し、授業改善に取り組んでいる。

さらに、2004年度からは本学の全教員に対して、自己申告書の提出が要請され、Web 上で公開されている。教育活動と研究活動以外の職務である、社会活動、大学の運営にかかわる活動、課外活動等を含めた教員の活動全般について、自己申告の制度が創設された点は、大きな進展として評価できよう。学部として、法学および政治学の教育の観点から、より具体的な評価項目の考案、適切な定量的評価基準の設定、定量的評価になじむ評価項目の洗い出し等について検討することによって、適切な評価が担保された自己申告書の制度を定着させていくことが今後の課題であろう。

将来は、年度内に成し遂げた教育研究活動を報告するにとどまらず、次年度の研究および教育活動の目標と計画を設定したうえで、その達成度を自己評価していくという、目標・計画設定とその達成度の自己評価を関連づけて総合的に評価する制度を構築していく必要がある。

B群：教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

専任教員の採用の際には、研究面においては研究論文等について専門領域の研究者がその研究業績を精査することによって、教育面においては前任校での担当科目の状況や教歴等を考慮することによって、研究および教育の能力を総合的に判断している。また、教歴上はじめて専任教員となる場合には、3年間の契約教員として採用する制度もあり、教育能力を確認するような配慮がなされている。

現在おこなっている教員選考の方法およびその内容は、概ね適切であると考えている。

専任教員の採用は、法学部の最重要事項であるため、より慎重に取り組んでいかねばならない。研究面の実績審査は専門の研究者が精査するため客観性・公平性が確保されていると思われるが、教育能力をどのように評価するかについては、具体的基準を設ける等、今後さらに工夫していく必要がある。

（大学と併設短期大学（部）との関係）

B群：大学と併設短期大学（部）における各々の固有の人員配置の適切性

全学 87 頁参照。

第 6 章 研究活動と研究環境

目標： 紀要『創価法学』への投稿、並びに「科研費」及び「学内共同研究費」の応募申請につき推進策を講じることで、研究活動の活性化を目指す。また、研究環境の更なる充実を図る。

（ 1 ） 研究活動

（研究活動）

A群：論文等研究成果の発表状況

専任教員の過去 5 年間の研究業績については、下表の通りである。

	2001～2005 年度
著書（単著）	26
著書（共著）	38
論文（単著）	160
論文（共著）	15
合計	239

また、本学では、4年ごとに専任教員の「研究業績一覧」を発行し、公表してきた。さらに、2004年度から、専任教員に対する自己申告書の作成、提出が課されており、研究業績を含む学内・学外での諸活動の実態について把握できる。

法学部として、紀要『創価法学』を年 3 回発行しており、それへの論文の執筆をはじめ、学外の学会誌、法律雑誌等への論文の執筆・掲載、国内・国外での研究報告等、活発な研究活動がなされている。また、大学全体として科研費への積極的な応募申請が奨励されており、本学部としても前向きに取り組んでいる。さらに、2006年の法学部開設 35 周年にあわせて、共通テーマを設けた『創価法学』の 35 周年記念号の刊行も予定している。

研究活動については、各教員の自覚のもとに、おおむね活発になされているように思われる。また、「研究業績一覧」や自己申告書の作成・公表を通じて、教員が相互に研究活動の状況を知ることにより、研究活動の活性化につながっている。

今後、学部の授業に加え、法科大学院開設に伴う担当授業科目数の増加などとの関係で、研究時間をいかに確保し、活発な研究活動を行っていくかが課題と考えられる。また、学部紀要をはじめ、各分野の専門雑誌等への活発な論文執筆、研究報告のさらなる促進が必

要である。科研費への応募申請はそのためのひとつの場であると考えられ、学部としても積極的に推進していきたい。

(教育研究組織単位間の研究上の連携)

A群：附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

法学部としては、とくに附置研究所は設置していない。

(2) 研究環境

(経常的な研究条件の整備)

A群：個人研究費、研究旅費の額の適切性

法学部において、共同研究費を含む専任教員1人あたりの年間の研究費は、43万円である。このなかには、研究図書費、研究出張費、研究備品、通信費等が含まれる。かつては、研究図書費と研究出張費はそれぞれ別個の費目とされていたが、現在は研究費という1つの費目に統一され、研究出張費の支出上限が25万円までという条件はあるものの、従来に比べると全体の割り当て額内での柔軟な使用ができるようになっている。

このような現状からみると、研究費は、おおむね有効に活用されていると考えられる。今後、研究活動のより一層の充実という観点からは、研究費の増額が望ましいことはいうまでもない。最近、研究活動の実績に応じた研究費の傾斜配分の問題が今後の検討課題としてあげられており、研究活動の活性化と研究費の効果的な使用という点からは検討の余地があるが、文系学部における現在の額の適切性や大学全体の予算枠、学問分野の違い等、さまざまな角度からの慎重な検討が望まれる。

A群：教員個室等の教員研究室の整備状況

専任教員には、各人に研究室が1室与えられている。教員1人当たりの平均面積は、25.11㎡であり、書架10連、AV端子、LAN端子などが装備されている。また、各部屋で温度調節が可能な空調設備も設置されている。

以上から、研究室は、広さや設備等においても研究・教育環境において適切であると思われる。

A群：教員の研究時間を確保させる方途の適切性

A群：研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

法学部では、委員会等の校務の担当が一部の教員に偏らないように公平性の観点から、毎年度一覧表を作成して担当を決定している。授業担当については、専任教員の義務担当コマ数は週4コマとされているが、実際にはそれ以上のコマ数を担当している教員もいる。

次に、研究活動に必要な研修機会確保のための方策の主要なものとしては、「在外研究」と「特別研究」(サバティカル)が制度化されている。法学部内での運用は、過去の在外研究制度の利用経験等を考慮したうえで作成されるローテーション表によって行われている。

「特別研究」の枠も大学から示され、この運用も優先順位を示すローテーション表によって行われている。場合によっては、研究成果が上がるように短期の「在外研究」と「特別研究」とを組み合わせて、研究期間を長期化することも認めている。

また、外国の学会・大学への研究参加は大いに奨励されており、研究発表等の場合には10万円が支給される。

さらに、法学部内での研究会は、各専門部会の主体性に任されており、現在、民事法研究会が定期的開催されている。

教員の研究時間を確保するために上記のような配慮、工夫はなされているが、委員会活動の内容等によって各教員の拘束時間にばらつきがでることは否めない。研究時間の確保のためには、各教員の授業担当コマ数や委員会活動等の状況を勘案しながら、できるかぎり公平感を保てるように配慮をしていく必要がある。

「在外研究」は、法学部教員により積極的に活用されており、その後の研究に大いに役立っており、その成果は論文発表、あるいは学会発表などの形で研究業績に顕著に現われている。「特別研究」も積極的に利用されている。

B群：共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

法学部において、学部としての「共同研究費」という制度は、存在していないが、個人研究費のなかから全員が一定額を拠出し、「共通費」を設け、書籍や資料の購入等、学部としての価値的な運用を図っている。

今後の課題として、研究会をさらに活性化し、それらを研究成果として蓄積していく等のため、法学部独自の「共同研究費」の制度化を検討することが望ましいと考えられる。

C群：学内に確立されているデュアルサポートシステム(基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成されている研究費のシステム)の運用の適切性

本学の文系学部等の「学内共同研究費」制度としては、「文系学部等教員研究助成金」、「比較文化研究所・平和問題研究所オープン・リサーチ・プロジェクト共同研究費」、「創立35周年記念出版助成金」があり、法学部の教員もこれを利用することができる。現在、「比較文化研究所・平和問題研究所オープン・リサーチ・プロジェクト共同研究費」の研究助成を受けたプロジェクトとして、「平和構築過程におけるNGOの効果的活動を可能にする諸条件」(2006年度～2007年度)に、法学部の教員が参加している。また、学内共同研究費を申請していないが、法学部の教員が学内研究機関の併任研究員として共同研究に携わっている例は多くある。

学部としての「共同研究費」が制度化されていない現状においては、法学部の共同研究の活性化のために、「学内共同研究費」を有効に利用すべく、数多くの申請をすることがまれる。

第7章 施設・設備等

目標：研究室、共同研究室、教室、模擬法廷教室、法学部図書資料室、教材室、学生ラウンジ、カフェテリアなどの施設や情報処理機器等の設備につき、定期的に教員及び学生の意見を反映する機会を設け、整備を行う。

(施設・設備等の整備)

A群：学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

施設、設備等の管理、運営は原則として全学で対応している。ここではそのうち主に法学部が利用している本部棟について述べる。

法学部が教育、研究に使用している施設は、本部棟であり、その1階から4階に教室(講義室、演習室)が配置されている。M103教室は、模擬法廷教室であり、通常の授業以外に、「法学概論」の授業の中で本学出身弁護士の協力の下に行われる、模擬裁判などに活用している。

11階には、辞書、事典類や国内外の大学の紀要、判例集、官報等を所蔵する法学部図書資料室と、コピー機や印刷機を備えた教材室があり、教員は、常時利用できる。12階には、共同研究室があり、教員の語らいの場になっていると共に書架には内外の最新の大学紀要、法律雑誌等を備え、自由に閲覧できるようになっている。

また、研究室は、11階と12階に配置され、面積は、24㎡から26㎡の個室であり、書架10連、AV端子、LAN端子などが装備されている。研究室の面積は適切であり、設備も情報化に対応している。

教室の面積、規模、使用状況は適切であると思われる。模擬法廷教室も新入生の法学教育に大きく貢献している。法学部図書館はないが、法学部図書資料室が一部その機能を兼ねている他、研究室のPCから電子図書館機能を備えた本学の中央図書館にアクセスすることができ、文献の検索、文献複写、資料借受け申請を行うことができる。

B群：教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

本部棟の1階と3階にパソコン教室(2教室、67名収容)があり、授業で使用するほか、授業時間以外は学生が自由に利用できる。11階の法学部図書資料室には8台の法令・判例検索用PCが配備されている。3階の全教室は無線LAN対応となっている。本部棟の全教室には、スクリーン、テレビ、ビデオテープレコーダー、CDプレーヤーが設置され、大・中教室にはPC用の情報コンセントがあり、書画カメラ、ワイヤレス・ワイヤードマイク、ミキサースピーカー等音声送出装置が配備されている。利用者は、ノート型PC等を持ちこみ、プロジェクターでスクリーンにパソコン映像等を映写できる。

授業でPCを使用する教員のために、法学部事務室にノート型PCが用意されている。研究室には、PCが設置され、4年毎に最新のものに取り替えられている。

情報処理機器、AV設備は、随時最新のものに取り替えられていることは高く評価できる。しかし、PCを所有していない法学部学生もなお相当数いることから、設置されているPCの台数で十分かという問題がある。

教室、研究室の情報処理機器の配備状況はほぼ適切であると思われる。

(キャンパス・アメニティ等)**B群：キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況**

法学部では、毎月定例的に、「法学部協議会」を開催し、学部教員と法学部学生自治会を中心とする学生の代表とが協議を行っているが、この場において、教室、学生ラウンジ、カフェテリアなど、法学部の学生が利用する本部棟の諸施設について、日常的に協議・検討を行い、キャンパス・アメニティの形成と充実に努めている。

これまでの同協議会において、キャンパス・アメニティの形成や充実に関する学生の視点からの要望や提案が相当数出されており、実現可能なものから、事務局の協力を得て実現して来ている。また、すぐに実現できないものについても、この協議会において、継続的に協議・検討しており、キャンパス・アメニティの形成・支援のために同協議会は、大きな役割を果たしていると評価できる。

B群：「学生のための生活の場」の整備状況

本部棟内には、学生生活の場として、学生ラウンジ、カフェテリア、2つのパソコン教室などが設置されている。

とくに、学生ラウンジについては、休み時間に学生達が懇談をするだけでなく、学習スペースとしても利用できるよう、飲み物や軽食の自動販売機に加えて、学習用のテーブルとPC用の情報コンセント（5個）が設置され、コピー機も置かれている。

13階のカフェテリアでは、学生は眺望を楽しみながら、比較的低価格で食事や喫茶、あるいは懇談ができるようになっている。また、トイレについても、ウォッシュレット式のトイレが各所に設置され、快適に利用できるよう配慮されている。

さらに、教育環境を大変に重視する創立者の考え方に基づいて、本部棟内の廊下やトイレの壁面には、数多くの絵画や写真が飾られており、学生が自然のうちに豊かな情操を養えるよう、工夫されており、法学部の「学生のための生活の場」は、充実していると評価できる。

B群：大学周辺の「環境」への配慮の状況

全学で行っているので、全学107頁を参照。

（利用上の配慮）

A群：施設・設備面における障害者への配慮の状況

本部棟における障害者への配慮としては、本部棟正面入口のすぐ横の最も便利な場所に障害者用の駐車スペースを設けた上で、教室などの諸施設へのアクセスについては、出入口に車いすを常備し、エレベーターには障害者用のボタンと点字の表示を設けている。また、教室の机も障害者用に移動式のものを用意し、障害者用のトイレも設置している。

施設・設備面における障害者への配慮は、なされていると評価できるが、本部棟の建物内には、視覚障害者を誘導するための通路表示などが設置されていない点が今後の検討課題であり、早急に検討される必要がある。

（組織・管理体制）

B群：施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

原則として全学で対応しているが、法学部に関連する施設・設備等を維持・管理するための責任体制については、法学部事務長を責任者とする法学部事務室が担っており、その責任を十分果たしてきていると評価できる。

B群：施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

本学の事務組織の中に、全学的な組織として衛生委員会と防災委員会が設置されており、法学部のある本部棟についても、衛生面と防災面に関する検討を行っている。防災に関しては、毎年1回、本部棟にいる教職員全体が参加する防災訓練が実施されている。

また、本部棟に関しては、清掃業者に委託して、ラウンジ・カフェテリア・教室等の諸施設、廊下およびトイレのすべてについて、毎朝、清掃を実施し、清潔で衛生的な教育環境を維持している。

法学部の施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムは、十分に整備されていると評価できる。

【通信教育部】

3 学士課程の教育内容・方法等

目標：法学部の目標は、建学の精神から展開され、かつ社会から要請される「民衆のための法学」「平和と人権の法学」の確立を目指し、個人が「法的素養を身につけた法的市民」、つまりグローバルな視野と高度な知識を身につけた『地球市民』の人材育成にある。そのためには法学的・政治的諸問題に常に広い視野で総合的に判断できる人材の育成が求められている。この人材育成という目標を達成するために、時代の変化さらには諸問題に適切に即応できるカリキュラム編成を目指す。

(1) 教育課程等

(学部・学科の教育課程)

A群：学部・学科等の教育課程と学部・学科等の理念・目的ならびに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

A群：学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

B群：「専攻に係わる専門の学芸」を教授するための専門教育的科目とその学部学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性

：カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

法学部の教育課程は、大学設置基準第19条第1項の定める「専門教育科目」及び同条2項に定める「基礎教育科目」(共通科目)を持って構成されている。これらの科目を学校教育法第52条の2による「通信による教育」の手段をもって同52条に定める、「広く法学、政治学に関する知識の教授」、「深遠な法学、政治学の教授」さらには「知的、道徳的及び応用的能力の展開」を目的とするとともに、社会に要請される法的素養を身につけた法的市民を養成する法学部の教育目標を達しようとするものである。

法学部のカリキュラム編成は、基本六法科目をはじめとする27科目の専門科目を設置している。必修科目5科目(法学、憲法、民法総則、刑法総論、商法総論・商行為法—20単位)、選択科目15科目(物権法、債権総論、政治学原論、一般経済史等22科目の設置—60単位)を教授し、学生の知的、道徳的及び応用能力の展開が図られるようにしている。

通信教育部開設以来、法学部の基本理念は「民衆のための法学」、そしてまた民衆が幸せになっていくための「平和と人権の法学」にある。また本学部は、すべての人々が充実した価値的な社会生活を送るために必要な法学すなわち「創価法学」の確立を目標としている。現状での法学部の教育課程は、学校教育法第52条に定められた大学の目的に必要な科目を設置していると判断するが、今後も時代状況等を鑑み、検討を要するであろう。

学生の幅広いニーズに対応するためにも特殊な法領域に関する選択科目を充実させることは検討に値する。「民衆のための法学」という観点から、例えば実務法学的な分野（例：借地・借家法、消費者契約法等）の科目増設の検討、すなわち消費者保護法とも言うべき領域の充実が考えられる。

既存の人間学コース、平和環境コースとの連携も考えつつ、今後は専門科目として「生命」、「人権」、「平和」に関する科目の設置を検討していきたい。

一方、現代の情報化社会に対応できる人材の育成という観点から、コンピュータによる法学教育が重要であるが、現段階で、通信教育という特殊な環境ではその教育方法を採用することは容易ではない。しかし今後の法学教育を策定する中で「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」、「コンピュータ・ライティング」等について検討していく必要がある。さらに、将来すでに述べた生命・人権・平和に関する専門的科目の増設を考えた場合、既存の選択科目との整合性を考慮した見直しが不可欠になるであろう。これらの観点からのカリキュラムの再編成も検討課題であろう。

法学部のカリキュラム編成においても学部としてのコアとなる専門科目を確実に教授すべきとの基本方針から、必修科目、選択科目の配分を行ってきた。法学部では、専門教育的授業科目80単位のうち、必修科目は上記の5科目20単位であり、選択科目は22科目中15科目60単位が配分されている。したがって、専門科目の必修率30%強は妥当であると考ええる。一方、科目の名称に関しては、学生の多様な知的関心を喚起するといった点で、より適切な名称変更等への改訂作業も要請される。

法学部の専門教育授業科目には4単位を付与している。専門科目は、内容上、レポート科目、スクーリング科目から構成されている。授業科目の履修形態は、法学の基礎科目の中から、スクーリングによる教授の面接授業が好ましい科目をスクーリング科目（スクーリングは30単位以上が必須）として配置した。

学生の年齢層が、近年18歳以上30歳未満の若年層が50%近くを占め、またニーズの多様化に鑑み、スクーリング科目の増設、通学課程の法学部に科目履修生として聴講し単位を互換する、学内単位互換システムを検討していくことも考えられるであろう。

